

林野庁工事成績評定要領

平成10年3月31日10林野管第31号

林野庁長官より各営林（支）局長あて

[最終改正] 令和2年12月25日付け2林政政第487号

第1 目的

この要領は、林野庁の地方支分部局（森林管理局の森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所を含む。）及び施設等機関における請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、この結果を競争参加者選定事務取扱要領（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知）第5条に規定する資格審査に活用することにより、契約の適正な履行及び公共工事の品質確保の促進を図ることを目的とする。

第2 評定の対象

評定は、1件の請負金額が500万円を超える工事について行うものとする。
ただし、森林管理局及び施設等機関の長（以下「森林管理局長等」という。）が評定を行う必要がないと認めたものにあつては、この限りでない。

第3 評定者

工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 1 当該工事を発注する森林管理局及び施設等機関の工事を担当する主管課長（以下「主管課長」という。）
- 2 森林管理署、支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所（以下「森林管理署等」という。）において、当該工事を担当する担当課長等（森林管理署、支署及び森林管理事務所においては、当該工事を担当するグループを総括する者、治山センター及び総合治山事業所においては当該工事を担当する担当技術専門官をいう。以下同じ。）
- 3 会計法第29条の11第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、監督又は検査を命ぜられた職員（以下、監督を命ぜられた職員にあつては「監督職員」、検査を命ぜられた職員にあつては「検査職員」という。）

第4 評定の方法及び時期

- 1 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一の工事の評定者となる監督職員及び検査職員がそれぞれ2人以上の場合はそれらの者が協議の上、評定を行うものとする。
- 3 監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト（様式3①から③まで）及び監督職員の考査項目表（様式4①から⑥まで。以下「項目表」という。）、検査職員は項目表（様式5①から⑮まで）及び主管課長、担当課長等は項目表（様式6①から④

まで)に基づき評価を行い、その評価の結果を工事成績採点表及び工事成績採点表(内訳表)(様式2①及び②まで。以下「採点表等」という。)を参考に項目別評価点(様式1)に取りまとめ、工事成績評価表(別記様式第1号。以下「評価表」という。)を作成するものとする。なお、建築工事の出来ばえ評価については、工事成績評価基準(様式9)に基づき行うものとする。

- 4 主管課長、担当課長等及び監督職員である評価者は工事の完成のときに、検査職員である評価者は工事の検査実施のときに、それぞれ評価を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、森林管理局長等が別に定めるものとする。
- 5 受注者は、高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況等(様式8①から②まで)を提出することができることとし、提出があった場合は監督職員、グループを総括する者が合議をもってその評価を行い、工事の評価に当たって適切に反映することとする。
- 6 第7で規定する評価の修正は、引き渡し後、契約不適合責任の存続保期間中に、事故等により契約不適合部分が判明した場合に行うものとする。

第5 評価表の提出等

- 1 第3第1項及び第3項の評価者(第3項の評価者にあつては森林管理局長等が発注した工事に係る監督職員及び検査職員に限る。)は森林管理局長等に、第3第2項及び第3項の評価者(第3項の評価者にあつては森林管理署等の長(以下「森林管理署長等」という。))が発注した工事に係る監督職員及び検査職員に限る。)は森林管理署長等に、遅滞なく評価表を提出するものとする。
- 2 森林管理署長等は、前項の規定により受理した評価表について、四半期ごとに工事成績一覧表(別記様式第2号)に取りまとめ、遅滞なく森林管理局長等に報告するものとする。

第6 評価結果の通知

森林管理局長等及び森林管理署長等は、第5第1項の規定により評価者から評価表の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、工事成績評価通知書(別記様式第3号)により、評価の結果を遅滞なく、通知するものとする。

第7 評価の修正

森林管理局長等及び森林管理署長等は、第6の規定により評価の結果を通知した後、評価を修正したときは、当該工事の受注者に対して、工事成績評価通知書により、その結果を遅滞なく、通知するものとする。

第8 評価内容の説明等

- 1 第6又は第7による通知を受けた当該工事の受注者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に、書面により当該通知を行った森林管理局長等又は森林管理署長等に対して、評価の

内容について説明を求めることができる。

- 2 森林管理局長等及び森林管理署長等は、前項の規定により評定内容について説明を求められた場合は、当該説明請求に係る書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。
- 3 森林管理局長等及び森林管理署長等は、前項の回答を行う場合には、第10又は第11に規定する工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 第1項及び第2項の事項については、第6又は第7の通知において明らかにするものとする。
- 5 森林管理局長等及び森林管理署長等は、説明を請求できる期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することができるものとする。

第9 苦情申立て

- 1 森林管理局長等及び森林管理署長等から回答を受けた受注者は、第8第2項の回答に不服がある場合は、回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により当該森林管理局長等又は森林管理署長等に対して、苦情を申し立てることができる。
- 2 森林管理局長等及び森林管理署長等は、前項による苦情の申立てがあったときは、速やかに「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経課長通知。以下「監視委員会通知」という。）により設置される入札等監視委員会に審議を依頼するものとする。なお、当該入札等監視委員会の審議に係る具体的な手続、苦情申立申請書の様式等については、監視委員会通知によるものとする。
- 3 森林管理局長等及び森林管理署長等は、申立者に対し、入札等監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札等監視委員会からの審議の結果を踏まえた上で、入札等監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、次によりその結果を回答するものとする。
 - （1）苦情申立てが認められなかった場合には、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を回答する。
 - （2）申立てが認められた場合には、苦情申立てが認められた旨及びこれに伴い森林管理局長等又は森林管理署長等が講じようとする措置の概要を明らかにして回答する。
- 4 前三項の事項については、第8第2項の回答において明らかにするものとする。
- 5 森林管理局長等及び森林管理署長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

第10 森林管理局等工事成績評定評価委員会

森林管理局長等が意見を求める森林管理局等工事成績評定評価委員会の構成は、別表1に掲げるとおりとし、委員長が主宰する。

第 1 1 森林管理署等工事成績評定評価委員会

森林管理署長等が意見を求める森林管理署等工事成績評定評価委員会の構成は、別表 2 に掲げるとおりとし、委員長が主宰する。

附則

この改正は、平成 1 1 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1 森林管理局等工事成績評定評価委員会
森林管理局の工事成績評定評価委員会

部 会 名	工 事 の 種 類	構 成 員
建設工事部会 (土木工事等)	支出負担行為担当官が契約する 土木工事等の工事	委 員 長 当該事業担当部長 委 員 治山課長 森林整備課長 当該工事評定者(上記官職の者 が評定者となっている場合は、 評定者として出席する。)
建築工事部会 (庁舎・宿舍建 築工事等)	支出負担行為担当官が契約する 工事のうち上記以外の工事	委 員 長 総務企画部長 委 員 総務課長 経理課長 当該工事評定者(上記官職の者 が評定者となっている場合は、 評定者として出席する。)

森林技術総合研修所の工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
建設工事部会 (庁舎、宿舍建 築工事等)	分任支出負担行為担当官が契約 する建築工事等の工事	委員長 総務課長 委員 技術研修課長、経営研修課長 当該工事評定者（上記官職の 者が評定者となっている場合 は、評定者として出席する。）

別表 2

1 森林管理事務所工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員

工事部会	分任支出負担行為担当官が契約する工事等	委員長 調整官 委員 総括事務管理官 総括森林整備官 治山グループが設置されている場合は、総括治山技術官当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）
------	---------------------	--

2 森林管理署工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
工事部会	分任支出負担行為担当官が契約する工事等	委員長 次長 委員 総括事務管理官 総括森林整備官 治山グループが設置されている場合は、総括治山技術官当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

3 支署工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
工事部会	分任支出負担行為担当官が契約する工事等	委員長 支署長 委員 総括事務管理官 総括森林整備官 治山グループが設置されている場合は、総括治山技術官当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

4 治山センター工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
工事部会	分任支出負担行為担当官が契約する工事等	委 員 長 所長 委 員 技術専門官 当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

5 総合治山事業所工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
工事部会	分任支出負担行為担当官が契約する工事等	委 員 長 所長 委 員 当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

様式 1

項 目 別 評 定 点

工事名：

評 価 項 目		細 目		評 定 点 ／ 満 点	
1.	施工体制	I.	施工体制一般	2.6 ／ 3.2	点
		II.	配置技術者	2.6 ／ 3.8	点
2.	施工状況	I.	施工管理	9.1 ／ 11.7	点
		II.	工程管理	6.9 ／ 9.3	点
		III.	安全対策	6.9 ／ 10.7	点
		IV.	対外関係	3.0 ／ 3.4	点
3.	出来形及び出来ばえ	I.	出来形	9.1 ／ 13.9	点
		II.	品質	9.1 ／ 15.9	点
		III.	出来ばえ	6.5 ／ 7.5	点
4.	高度技術（加点のみ）		高度技術	2.6 ／ 7.4	点
5.	創意工夫（加点のみ）		創意工夫	2.6 ／ 5.8	点
6.	社会性等（加点のみ）		地域への貢献等	4.4 ／ 6.4	点
7.	法令遵守（減点のみ）			0.0	点
8.	総合評価技術提案の不履行（減点のみ）			0.0	点
	評 定 点 合 計			65 ／ 100	点

様式2①

工 事 成 績 採 点 表

年 月 日 作成
森林管理署等名

工事名							契約金額（最終）					円				
受注者名		工期		年 月 日 ～ 年 月 日			完成年月日			年 月 日						
考 査 項 目		監 督 職 員					主管課長・担当課長等					検 査 職 員				
		氏名					氏名					氏名				
項 目	細 目	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I 施工体制一般		1.5	0	△ 5.0	△ 10.0										
	II 配置技術者	3.0	1.5	0	△ 5.0	△ 10.0										
2. 施工状況	I 施工管理		1.5	0	△ 5.0	△ 10.0						5.0	2.5	0	△ 7.5	△ 15.0
	II 工程管理	1.0	0.5	0	△ 5.0	△ 10.0	10.0	5.0	0	△ 7.5	△ 15.0					
	III 安全対策	2.0	1.0	0	△ 5.0	△ 10.0	15.0	7.5	0	△ 7.5	△ 15.0					
	IV 対外関係	2.0	1.0	0	△ 2.5	△ 5.0										
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	2.0	1.0	0	△ 2.5	△ 5.0						10.0	5.0	0	△ 10.0	△ 20.0
	II 品質	2.0	1.0	0	△ 2.5	△ 5.0						15.0	7.5	0	△ 12.5	△ 25.0
	III 出来ばえ											5.0	2.5	0	△ 5.0	
4. 高度技術	I 高度技術力※2	(12～0)		0												
5. 創意工夫	I 創意工夫※2	(8～0)		0												
6 社会性等	I 地域への貢献度等※3						10.0	5.0	0							
加減点合計（1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6）		± 点					± 点					+ 17 点				
評定点（65±加減点合計）※1		① 点					② 点					③ 82 点				
7. 評定点計		_____点 (① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ③ 点×0.4 = 点)														
8. 法令遵守等※6							0 点									
9. 総合評価技術提案の不履行※7							0 点									
10. 評定点合計※8		_____点 (7. 評定点計 _____点 - 8. 法令遵守等 _____点 - 9. 総合評価技術提案の不履行 _____点 = _____点)														
所 見※4		(監督職員)					(主管課長・担当課長等)					(検査職員)				

※1 1～3の評定（±加減点合計） + 4, 5, 6の評定（加点点合計） + 65点 = 評定点（65±加減点合計）
各評定点（①～③）は少数第1位まで記入する。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし加点点評価のみとする。
評価にあたっては、監督職員、主管課長・担当課長等の合議をもって行うものとする。

※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点点評価のみとする。

※4 所見は特筆すべきことがあった場合には記載するものとする。

※5 各考查項目ごとの採点は、検査職員に先立ち、監督職員、主管課長・担当課長等が記入する。

※6 法令遵守の評価は主管課長・担当課長等が行う。

※7 総合評価技術提案の不履行は、主管課長・担当課長等が行う。

※8 評定点合計は、四捨五入により正数とする。

様式2②

工事成績採点表（内訳表）

項 目	細 目	①監督職員	②主管課長・担当課長等	③検査職員	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0.0 ×0.4+2.6= 2.6 点			2.6 3.2点
	II. 配置技術者	0.0 ×0.4+2.6= 2.6 点			2.6 3.8点
2. 施工状況	I. 施工管理	0.0 ×0.4+2.6= 2.6 点		0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	9.1 11.7点
	II. 工程管理	0.0 ×0.4+2.6= 2.6 点	0.0 ×0.2+4.3= 4.3 点		6.9 9.3点
	III. 安全対策	0.0 ×0.4+2.6= 2.6 点	0.0 ×0.2+4.3= 4.3 点		6.9 10.7点
	IV. 対外関係	0.0 ×0.4+2.6= 2.6 点			2.6 3.4点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	0.0 ×0.4+2.6= 2.6 点		0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	9.1 13.9点
	II. 品質	0.0 ×0.4+2.6= 2.6 点		0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	9.1 15.9点
	III. 出来映え			0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	6.5 8.5点
4. 高度技術	I. 高度技術力	0.0 ×0.4+2.6= 2.6 点			2.6 7.4点
5. 創意工夫	II. 創意工夫	0.0 ×0.4+2.6= 2.6 点			2.6 5.8点
6. 社会性等	III. 地域への貢献度		0.0 ×0.2+4.4= 4.4 点		4.4 6.4点
7. 法令遵守等			0.0 ×1.0= 0 点		0.0 点
8. 総合評価技術 提案の不履行			0.0 ×1.0= 0 点		0.0 点
評定点合計					65.0 100 点

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事名 _____ 工事 _____

_____ 森林管理署

2. 工期 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 受注者 _____

_____ 監督職員名

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員が確認する。

②チェック欄では、事務所内での書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容が OK であれば□欄にレマークを、OK でなければ、備考欄に指示事項又は正状況を記入する。

③用語の定義 契約後：当初契約後 変更後：工期内に行う契約変更後

考 査 項 目	種 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チェックの時期の目安)	チ ェ ッ ク 覧					備 考 (指示事項及びその是正状況など)
				着 手 前	施 工 中	施 工 中	施 工 中	完 成 時	
I 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	○工程表	・ 契約締結の 1 4 日以内に、工程表が提出された。(約款第 3 条) (契約後、変更後)	☐	☐	☐	—	—	
		○工事カルテ	・ 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後の 1 0 日以内に登録機関に申請した。 (請負金額 500 万円以上が対象工事) (契約後、登録技術者変更時、完成時)	—	☐	☐	—	☐	変更時の技術者は主任、監理技術者のみ 現場代理人や上記外の技術者変更は申請不要 林道：仕様書第 110 条 治山：仕様書第 120 条
		○建設業退職金 共済制度等	・ 建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度の掛金収納書を工事着手時に 確認した。 (着手時)	☐	—	—	—	—	
			・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に提示している。 (施工時 1 回程度)	—	☐	—	—	—	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための 措置に関する指針 第 2－4 (4) ハ
			・ 「労災保険関係成立」の標識が公衆の見やすい場所に提示している。 (労災法施行規則第 4 9 条) (施工時 1 回程度)	—	☐	—	—	—	
			・ 建設業退職金共済証紙又は林業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適 切に管理している。 (施工中)	—	☐	☐	☐	—	
		○請負代金内訳書	・ 契約締結後 1 4 日以内に、所定の様式で提出した。 (約款第 3 条 甲が工事の内容に照らし必要であると認める時) (契約後)	☐	—	—	—	—	
		○施工体制台帳	・ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、施工体制変更時)	—	☐	☐	☐	—	林道：仕様書第 107 条 治山：仕様書第 123 条
			・ 施工体制台帳に下請契約書(写し)及び再下請け通知書を添付している。 (施工時の当初、施工体制変更時)	—	☐	☐	☐	—	
			・ 施工体制台帳に、下請金額を記入している。 (施工時の当初、施行体制変更時)	—	☐	☐	☐	—	
			・ 施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に加入又は適用除外であ ることを記載している。 (施工時の当初、施行体制変更時)	—	☐	☐	☐	—	※「発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社 会保険等未加入対策について」(平成 27 年 6 月 15 日付け経理課長通知)に基づく確認
		○施工体系図	・ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、施行体制変更時)	—	☐	☐	☐	—	林道：仕様書第 107 条 治山：仕様書第 123 条
			・ 施工体系図の記載内容と現場が一致している。 (施工時)	—	☐	☐	☐	—	
			・ 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技 術者が本人である。 (施工時の当初、施行体制変更時)	—	☐	☐	☐	—	
		○下請者の把握	・ 下請者が工事指名参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 (施工時適宜)	—	☐	☐	☐	—	林道：仕様書第 106 条 治山：仕様書第 124 条
		○緊急連絡網	・ 異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に 掲示してある。 (施工時 1 回程度)	—	☐	—	—	—	
		○建設業許可標識	・ 「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に設置している。 (建設業法第 4 0 条) (施工時 1 回程度)	—	☐	—	—	—	

様式3②

「施工プロセス」のチェックリスト

1	II	施工体制 配置技術者／現場代理人・監理・主任技術者	・現場代理人は、現場に常駐している。(約款10条) (施工時)	—	☐	☐	☐	—	
			○現場代理人 ・現場代理人は、監督職員との連絡調整を書面で行っている。(約款第1条) (施工時適宜)	—	☐	☐	☐	—	林道：仕様書第102条 治山：仕様書第102条
			○専門技術者 ・専門技術者を、配置している。(建設業法第26条(主任技術者)、第26条2項(下請総額4,000万円以上は監理技術者、未満は主任技術者)(施工計画時)	☐	—	—	—	—	
			○作業主任者 ・作業主任者を選任し、配置している。(安全衛生法第14条) (施工計画時、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐	—	
			○主任技術者、監理技術者 ・資格者証の内容を確認した。(建設業法第26条の4) (着手前)	☐	—	—	—	—	
			・通知による技術者、施工体制台帳に記載された技術者と監理技術者資格者証に記載された技術者及び本人が同一であった。 (着手前)	☐	—	—	—	—	
			・主任技術者、監理技術者を専任し、配置している。(建設業法26条第3項、請負金額3,500万円以上) (施工計画時)	☐	—	—	—	—	
			・現場に常駐している。 (施工時)	—	☐	☐	☐	—	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 (施工時、打合せ時)	—	☐	☐	☐	—	
			・施工に先だち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)	—	☐	☐	☐	—	
2	1	施工状況 施工管理	○設計図書の照査等 ・約款第18条第1項(1)から(5)に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐	—	林道：仕様書第104条 治山：仕様書第106条
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐	—	
		○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、監督職員に提出した。 (着手前・変更時)	☐	☐	☐	—	—	林道：仕様書第103条 治山：仕様書第105条
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工時適宜)	—	☐	☐	☐	—	〃
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)	—	☐	☐	☐	—	〃
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前・変更時)	☐	☐	☐	—	—	〃
		○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形、品質管理	・工事材料の品質・規格・数量を証明する資料を整備、保管し提出している。 (検査時)	—	—	—	—	☐	林道：仕様書第121条 治山：仕様書第114条
			・自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面で確認できる。 (検査時)	—	—	—	—	☐	〃
			・出来形・品質管理が工事の施工と並行してその都度行っていることが書面に確認できる。(施工管理基準) (施工時または検査時)	—	☐	—	—	☐	〃
		○イメージアップ	・絵パネル・標語パネル・フラワーポット・作業員休憩棟・記念植樹・安全旗掲揚 現場事務所カーペットフロー・エアコン・2重サッシ・応接室・冷蔵庫・会議室 雨具掛室・談話室・観葉植物・シャワー室・水洗トイレ・内階段・食堂 洗面所・更衣室・洗濯機・ (施工時適宜)	—	☐	☐	☐	—	
		○検査(確認を含む)及び立会等の調整	・監督職員の立会いにあたって、あらかじめ立会願等を提出している。 (施工時適宜)	—	☐	☐	☐	—	林道：仕様書第126条 治山：仕様書第116条
			・段階確認・立会の申請が適切な時期に行われている。 (施工時適宜)	—	☐	☐	☐	—	

様式 3 ③

「施工プロセス」のチェックリスト

2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示（資料を示し説明）した。（施工時適宜）	—	☐	☐	☐	—	林道：仕様書第 125 条 治山：仕様書第 109 条
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出した。（施工前）	☐	—	—	—	—	林道：仕様書第 125 条 治山：仕様書第 109 条
		○指定建設機械の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械）を使用している。（施工時）	—	☐	☐	☐	—	森林整備保全事業の工事費の積算に係る排出ガス対策型建設機械の取扱いについて 施工管理基準（治山、林道）
			○工程管理	・工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）	—	☐	☐	☐	—
	・現場設計内容の変更への対応が適切で、また地元調整を積極的に行い、円滑な事業進捗を行った。（施工時適宜）	—		☐	☐	☐	—		
	・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）	—		☐	☐	☐	—		
	Ⅲ 案 全 対 策	○安全活動	・安全教育・訓練を半日／月以上実施し、記録がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	林道：仕様書第 122 条 治山：仕様書第 104 条
			・安全パトロール、作業前安全ミーティング(KYT)等を実施し、記録がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	
			・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される）（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録（機械の作業計画書）等がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	
			・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	
			・土石流の到達するおそれのある工事現場において、雨量計等の点検整備及び緊急時における避難等を想定した訓練を実施している。（施工時適宜）	—	☐	☐	☐	—	
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）	—	☐	☐	☐	—	
・過積載防止に取り組んでいる記録がある（施工時適宜）		—	☐	☐	☐	—			
○安全パトロールの指摘事項の処理		・各種安全パトロールでの指導事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐		
Ⅳ 対 外 関 係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	林道：仕様書第 108 条 治山：仕様書第 112 条	
		・地元住民や地権者との施工上必要な交渉を適切に行い、記録がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	林道：仕様書第 118 条 治山：仕様書第 127 条	
		・地元住民等からの苦情等に対して的確に対応し、記録がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐	林道：仕様書第 118 条 治山：仕様書第 127 条	
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時または検査時）	—	☐	—	—	☐		

監督職員の考査項目表

[記入方法] 該当する項目の□に○×マークを記入する。（※施工プロ）とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。（監督職員）

考査項目	細目	a	b	c	d	e
1.施工体制	I.施工体制一般	「評価対象項目」 ☐ 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図もしくは施工計画書で確認できる。（※施工プロ） ☐ 工事カルテの登録申請（請負金額500万円以上）は、監督職員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。（※施工プロ） ☐ 施工体制台帳・施工体系図が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。（※施工プロ） ☐ 「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。（※施工プロ） ☐ 「建設業許可票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。（※施工プロ） ☐ 建退共掛金収納書を工事完成時に確認した。（※施工プロ） ☐ 異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示している。（※施工プロ） ☐ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ その他（） 評価値が80%以上……………b 評価値が60%以上～80%未満……………c 評価値が60%未満……………d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価方法 ① 当該「評価対象項目」のうち評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率で評価する。 ③ 評価するもの ○ 評価できないもの × ④ 評価値（％）＝評価数／対象評価項目数＝ ○／（○＋×） 以下同様省略				☐ 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。 上記該当事項があれば……e
	II.配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 現場代理人として常駐し、工事全体の把握ができています。（※施工プロ） ☐ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。（※施工プロ） ☐ 現場代理人は、乙が委任した事項について適切に処理をしている。（約款第10条） ☐ 作業主任者を選任し配置している。（※施工プロ） ☐ 主任技術者又は、監理技術者として現場に常駐し、技術的判断にすぐれ、良好な施工に努めた。（※施工プロ） ☐ 施工等に先立ち、創意工夫または提案を持って工事を進めている。（※施工プロ） ☐ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 ☐ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ その他（） 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上～90%未満……………b 評価値が60%以上～80%未満……………c 評価値が60%未満……………d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				☐ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 ☐ 専門技術者が配置されていない。 1項目でも該当あれば……………d 2項目該当……………e

監 督 職 員 の 考 査 項 目 表

(監 督 職 員)

考查項目	細 目	a	b	c	d	e
2.施工状況	I.施工管理		施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 約款第18条第1項（1）から（5）に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。（※施工プロ） ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。（※施工プロ） ☐ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。（※施工プロ） ☐ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。（※施工プロ） ☐ 工程に支障の無いよう工事材料の使用及び調達が十分なされている。 ☐ 自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面で確認できる。（※施工プロ） ☐ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。（※施工プロ） ☐ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。（※施工プロ） ☐ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ☐ 工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。（※施工プロ） ☐ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。（※施工プロ） （該当項目数：請負金額2千万円未満3以上、1億円未満4以上、3億円未満6以上、3億円以上9以上） （イメージアップが率計上あるいは積み上げ計上の場合はこれらの項目以上の数で判定する） ☐ 立会確認の手続きが事前になされている。（※施工プロ） ☐ 工事記録写真等が適時、的確に整理されている。 ☐ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。（※施工プロ） ☐ 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。（※施工プロ） ☐ 段階確認、立会いの申請が適切な時期に行われている。（※施工プロ） ☐ 「施工プロセスチェック」で指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ その他 （ ） 評価値が80％以上……………b 評価値が60％以上～80％未満……………c 評価値が60％未満……………d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 ☐ 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 ☐ 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。 1項目でも該当あれば……………d 2項目該当……………e
	II.工程管理	a	b	c	d	e
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（※施工プロ） ☐ 工程表の内容が検討され充実している。 ☐ 現場設計内容の変更への対応が積極的に処理が適切で、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。（※施工プロ） ☐ 休日または夜間に作業を行った場合、事前に連絡した。（※施工プロ） ☐ 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工期前に完成した。 ☐ 「施工プロセスチェック」で指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ その他 （ ） 評価値が90％以上……………a 評価値が80％以上～90％未満……………b 評価値が60％以上～80％未満……………c 評価値が60％未満……………d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				☐ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く） 上記該当あれば……………e ☐ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。 上記該当あれば……………d

監督職員の考査項目表

(監督職員)

考査項目	細 目	a	b	c	d	e
2.施工状況	III.安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
		「評価対象項目」 ☐ 安全教育・訓練等を半日/月以上適時、的確に実施し記録が整備されている。(※施工プロ) ☐ 安全パトロール、安全ミーティング(KY)等を実施し記録が整備されている。(※施工プロ) ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。(※施工プロ) ☐ 災害防止(工事安全協議会等を設置し、活動記録が整備されている。(※施工プロ) ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。(※施工プロ) ☐ 安全管理の臨機の措置を行い、労働災害の発生を回避した。 ☐ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ管理されている。(※施工プロ) ☐ 過積載防止に取り組んでいる。(※施工プロ) ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(※施工プロ) ☐ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理が実施されている。(※施工プロ) ☐ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理が実施されている。(※施工プロ) ☐ 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ) ☐ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ その他 () 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				☐ 臨機の措置が不適切、または監督職員の指示に従わなかったため、労働災害が発生した。 上記該当であれば…………… e ☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督職員から文書による指示を行った。 上記該当であれば…………… d
	IV.対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
		☐ 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った。(※施工プロ) ☐ 工事施工にあたり地元住民や地権者との施工上必要な交渉を行った。(※施工プロ) ☐ 地区住民等からの苦情等に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。(※施工プロ) ☐ 第3者からの苦情がなかった。 ☐ 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注業者と相互に協力を行った。(※施工プロ) ☐ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ その他 () 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				☐ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記該当であれば…………… e ☐ 受注者の対応が悪くトラブルがあった。 ☐ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。 上記該当であれば…………… d

監督職員の考査項目表

(監督職員)

考査項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50％程度以内であり下記全て該当する。	• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80％程度以内であり下記全て該当する。	• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがある。	
I 出来形	☐ 出来形測定において不可視部分が写真での確に判断できる。 ☐ 出来高管理基準で必要とされる管理項目を管理している			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
	① 出来形の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の①延長、②高さ、③幅員、④勾配である。 ③ 出来形管理とは、「施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。			上記項目に該当があれば……d	上記に該当があれば……e
II.品 質	a	b	c	d	E
	• 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 ※ばらつきの判断は別図参照	• 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足するがばらついている ※ばらつきの判断は別図参照	• 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	• 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	• 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	☐ 品質管理基準で必要とされる管理項目を管理している			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った	☐ 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
	① 品質の評定は、主たる工作物の品質管理基準（材料を除く）の項目とする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 ※ 該当項目がない場合はC評定とする。			上記該当あれば………d	上記該当あれば………e

(監督職員)

※1.高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、得意な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。

※2. キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、担当課長代理等との合意をもって行う。

※3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

※4. 【高度技術のキーワードの詳細】欄は、特に詳細に記述すべき内容の時に記載するものとする。

監 督 職 員 の 考 査 項 目 表

【記入方法】 創意工夫キーワードの該当する項目、□にレマークを記入する。

(監 督 職 員)

考査項目	細 目	1. 創意工夫キーワード一覧表 (創意工夫が多く見られるリスト)	
創意工夫 【軽微なもの】	I 創意工夫 キーワード 評価	準備・後片付け関係	☐ 1.測量・位置出しにおける工夫 ☐ 2.その他 ()
		施工関係	☐ 3.施工に伴う器具、工具、装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 ☐ 4.コンクリート二次製品の利用等代替材の運用と工夫 ☐ 5.土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 ☐ 6.部材機材等の運搬、吊り方式等を含む施工方法等の工夫 ☐ 7.設備工事で、加工、組み立て等の工夫又は、電気工事等の配線、配管等での工夫 ☐ 8.給排水、衛生設備工事等の配管、ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 ☐ 9.照明、視界確保等の工夫 ☐ 10.仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 ☐ 11.運搬車輛・施工機械等の工夫 ☐ 12.支保工、型枠工、足場工及び仮栈橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 ☐ 13.施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ 14.自然環境への影響軽減の工夫 ☐ 15.その他 ()
		品質関係	☐ 16.集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 17.土工関係、設備関係、電気関係の工夫 ☐ 18.コンクリートの打設関係の工夫 (材料、打設、養生、出来形、品質等) ☐ 19.鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 ☐ 20.配筋、溶接作業等に関係する工夫 ☐ 21.その他 ()
		安全衛生関係	☐ 22.安全仮設備等の工夫 (落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 23.安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 ☐ 24.現場事務所、労務者宿舍等の居住空間及び設備等の工夫 ☐ 25.有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 26.供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策、及び一般交通確保のための工夫 ☐ 27.作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 ☐ 28.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ 29.その他 ()
		施工管理関係	☐ 30.盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関係する工夫 ☐ 31.施工計画書及び写真管理等の工夫 ☐ 32.出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫 ☐ 33.C A D、施工管理ソフト、土工管理システム等の活用 ☐ 34.その他 ()
		その他	☐ 35.仮設工等において木材の利用を図るための工夫 ☐ 36.その他 ()
		記述評価 (○マークを付したキ ーワード項目につい て評価内容を記述)	評点：_____点 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 1項目1点とし、加点の最高は＋8点とする。

※1. 創意工夫においては「5. 高度な技術力」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特質すべき便益があれば加点・抽出記載する。

※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価がある。

※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。

※4. キーワードの評価 (選定) 及び詳細評価は、担当課長代理等との合意をもって行う。

※5. 4. 高度技術との二重評価はしない。

※6. 【創意工夫の詳細】欄は、特に詳細に記述すべき内容の時に記載するものとする。

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

[記入方法] 該当する項目の□に○×－マークを記入する。

(検 査 職 員)

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	I.施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		[評価対象項目] ☐ 約款第18条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。 ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 ☐ 立会確認の手続きが事前になされている。 ☐ 工事記録の整備が適時、的確になされている。 ☐ リサイクルへの取り組みが適切になされている。 ☐ 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。 ☐ 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 ☐ 工事記録写真等の整理に工夫がみられる。 ☐ 工事の関係書類及び資料整備がよい。 ☐ 社内の管理基準等が作成され管理している。 ☐ その他（ 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…… b 評価値が60%以上～80%未満…… c 評価値が60%未満…………… d ※ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評定とする。				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。 上記1項目該当事項があれば…………… d 2項目以上該当すれば…………… e

評価方法

① 当該「評価対象項目」のうち評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率で評価する。

③ 評価するもの ○ 評価できないもの ×

④ 評価値（%）＝評価数／対象評価項目数＝ ○／（○＋×）

以下同様省略

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考查項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内で、下記の「評価対象項目」3項目以上が該当する。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内で、下記の「評価対象項目」のうち2項目以上が該当する。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがある。	
I 出 来 形	[評価対象項目] ☐ 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 ☐ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 ☐ 自社の管理基準を設定し管理している。 ☐ 写真撮影要領項目、時期、頻度を満足している。 ☐ 写真編集に創意工夫が見られる。 ☐ その他（ ） ① 出来型の評価は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物①延長、②高さ、③幅員、④勾配とする。 ③ 出来形管理とは、「工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば…… d	☐ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば…… e

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

検査項目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	コンクリート 構造物工事	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格 (強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。(JIS A-5308以外の生コンを使用する場合) ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレータによる締固、養生方法等、 適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 型枠、支保工の取り外し時期が適正に管理されている。 ☐ 鉄筋の規格がミルトで確認できる。 ☐ 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ☐ スパースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ※ 品質の評定は、主たる工作物(金額ベースで最も金額が多いもの)とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、評価値が80%以上…………… a ※ ばらつきが少なく、評価値が60%以上～80%未満…………… b ※ ばらつきが少なく、評価値が60%未満…………… c ☐ クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置 を行っている。 上記該当あれば…………… c			☐ 監督職員が文書で改善指示を行 った。 ☐ 進行性又は有害なクラックが あるが無処理であった。 上記該当あれば…………… d	☐ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e
	土工事 (切土、 盛土、 築堤等 工事)	a	b	c	d	e
		・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【関連基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施している。 ☐ 段切り等が施工前に適切に行われている。 ☐ 置き換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 ☐ 締固めを適切な条件で施工している。 ☐ 筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。 ☐ 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行っている。 ☐ CBR試験等を行っている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷がない。 ※ 品質の評定は、主たる工作物(金額ベースで最も金額が多いもの)とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象事項だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、評価値が80%以上…………… a ※ ばらつきが少なく、評価値が60%以上～80%未満…………… b ※ ばらつきが少なく、評価値が60%未満…………… c			☐ 監督職員が文書で改善指示を行 った。 上記該当あれば…………… d	☐ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	ブロック積工 護岸・根固・ 水制工事	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。
	Ⅱ. 品 質	[評価対象項目] ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 裏込材、胴込めコンクリートが充てんまたは締め固めが充分で、空隙が生じていない。 ☐ 緑化ブロック、石積み（張）、法枠、かごマット等で材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。 ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。 ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結又はかみ合わせが適切である。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、評価値が80%以上…………… a ※ ばらつきが少なく、評価値が60%以上～80%未満…………… b ※ ばらつきが少なく、評価値が60%未満…………… c ☐ コンクリートブロック張等にクラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックには適切な処置を行っている。 上記該当あれば…………… c			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば…………… d	☐ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e
	鋼 橋 工 事 (RC床版 工事は コンクリート 構造物に 準ずる	a	b	c	d	e
		・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【関連基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。
		[評価対象項目] 【工場製作関係】 ☐ 鋼材の員数照合等がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 ☐ 素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 【架設関係】 ☐ ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ☐ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象事項だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、評価値が80%以上…………… a ※ ばらつきが少なく、評価値が60%以上～80%未満…………… b ※ ばらつきが少なく、評価値が60%未満…………… c			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば…………… d	☐ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考查項目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	鋼製構造物工事	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ. 品 質		[評価対象項目] 【共 通】 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ 型枠、支保工の取り外し時期が適正に管理されている。 ☐ 地山との取り合わせが適切に行われている。 ☐ 鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。 【鋼製構造物工事に適用】 ☐ 鋼材の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 鋼材の組立・加工が適正であることが確認できる。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ アンカーが設計書どおり施工してあることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象事項だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、評価値が80%以上 …………… a ※ ばらつきが少なく、評価値が60以上～80%未満 …………… b ※ ばらつきが少なく、評価値が60%未満 …………… c			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば……d	☐ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば……e
	地すべり防止工事 (集水井)	[評価対象項目] 【共 通】 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ 型枠、支保工の取り外し時期が適正に管理されている。 ☐ 地山との取り合わせが適切に行われている。 ☐ 鉄筋又は鋼材の規格がミルシートで確認できる。 【地すべり防止工事（集水井）】 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明が整理されている。 ☐ ライナープレートを実際に固定できるように掘削が入念に行われ、ライナープレート端に振れてなく、鉛直方向に正確に施工されていることが確認できる。 ☐ ライナープレートが、仕様書に示す深さごと一枚ずつ実施されていることが確認できる。 ☐ ライナープレートの接続（ボルト締付）が、仕様書に示すとおりに実施されている。 ☐ 水抜きボーリング、排水ボーリングが、図面及び仕様書により正確に施工されている。 ☐ 梯子あるいは階段が、丁寧に取り付けられている。				

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	地すべり防止工事	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ. 品 質	(集水ボーリング)	[評価対象項目] 【地すべり防止工事（集水ボーリング）】 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 孔口間隔が正確で孔口の接続が丁寧に仕上げてある。 ☐ 掘進方向、角度及び長さが、図面に示されたとおり実施されていることが確認できる。		☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば…… d		☐ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…… e
	(杭工)	【地すべり防止工事（杭工）】 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 ☐ 杭の打ち止め管理方法又は、場所打ち杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 杭の偏心管理が確認できる。 ☐ 偏心量が全て管理基準値以内で施工されている。 ☐ 溶接の品質管理に関して仕様書等に定められた事項が確認できる。 ☐ 杭の継手溶接あるいは接続が、丁寧に施工されていることが確認できる。 ☐ グラウト及び中詰めコンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。 ☐ グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 ☐ 杭上の埋戻しが、丁寧に施工されている。				
	(アンカー工)	【地すべり防止工事（アンカー工）】 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 法面整形が丁寧に施工されている。 ☐ ラス張と地山の間に隙間がなく丁寧に施工されている。 ☐ 法枠が地山形状になじんだ施工となっている。 ☐ アンカー角度が正確に施工されていることが確認できる。 ☐ 孔内のスライムが十分除去されている。 ☐ グラウトが十分に施工されていることが確認できる。 ☐ グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 ☐ アンカーの定着強度の管理がなされている。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象事項だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、評価値が80%以上 …………… a ※ ばらつきが少なく、評価値が60%以上～80%未満 …………… b ※ ばらつきが少なく、評価値が60%未満 …………… c				

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	舗装工事	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
	Ⅱ. 品質	[評価対象項目] 【路床・路盤工関係】 □ 施工に先立ち、C B R 値を測定し、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 □ 路床・路盤工のブルフローリングを行っている。 【アスファルト舗装関係】 □ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。 (アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く) □ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 □ 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通解放を適切に行っている。 □ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 □ 目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 □ 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 【コンクリート舗装関係】 □ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合） □ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 □ チェアー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が5項目以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以下……………c			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば……d	□ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば……e
	海岸工事	a	b	c	d	e
		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【関連基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		[評価対象項目] □ 型枠、支保工の取り外しに関して適切に管理されている。 □ 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 □ コンクリートブロックの転置、仮置に際し、コンクリートブロックの強度確認を行っている。 □ コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。 □ 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以下……………c			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば……d	□ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば……e

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考查項目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	法面工事	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ. 品 質		[評価対象項目] ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験を実施し、施工に反映している。 ☐ ネット等の重ね幅が十分に確保されている。 ☐ 吹付け厚さが均等である。 ☐ 吹付け厚さによって、必要な場合 2 層以上に分けて行っているのが確認できる。 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 金網等の重ね幅が十分に確保されている。 ☐ 吹付け厚さが均等である。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 【現場打法砕工関係】 ☐ アンカーの施工長さが確認できる。 ☐ 現場養生が適切に行われている。 ☐ 枠内に空隙がないことが確認できる。 ☐ 層間にはく離がないことが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象事項だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が 4 項目以上…………… a ※ ばらつきが少なく、該当項目が 3 項目…………… b ※ ばらつきが少なく、該当項目が 2 項目以下…………… c			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば…………… d	☐ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	コンクリート橋工事（P C及びR Cを対象	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【関連基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a 及びbに該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ. 品 質		〔評価対象項目〕 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ 型枠、支保工の取り外し時期が適正に管理されている。 ☐ 鉄筋の規格がミルトで確認できる。 ☐ 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ プレベーム桁プレフレクションが実施されている。 ☐ 緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象事項だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、評価値が80%以上…………… a ※ ばらつきが少なく、評価値が60以上～80%未満…………… b ※ ばらつきが少なく、評価値が60%未満…………… c ☐ クラックがある場合、進行性又は有害なクラックが無く、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 上記該当あれば…………… c			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば…… d	☐ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…… e

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考查項目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	トンネル 工事	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【関連基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ. 品 質		[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等適切に行っている。 ☐ 鉄筋の規格がシースで確認できる。 ☐ 鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を15cm（1目）以上重ね合わせていることが確認できる。 ☐ 吹き付けコンクリートは浮き石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 ☐ 吹き付けコンクリートの打ち継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。 ☐ ロックボルト挿入前に清掃がなされている。 ☐ 逆巻きの場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象事項だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上…………… a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60以上～80%未満…………… b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満…………… c			☐ 監督職員が文書で改善指示を行 った。 上記該当あれば…… d	☐ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…… e

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考查項目	工 種	a	b	c	d	e	
3.出来形 及び 出来ばえ	植栽工事	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び bに該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。	
		[評価対象項目] □ 樹木等（山腹用苗木を含む）の選定は、生育が均一で充実したものである。 □ 樹木等（山腹用苗木を含む）を運搬するときは、乾燥を防ぐ措置が適切になされている。 □ 樹木等（山腹用苗木を含む）に損傷、はちくずれ等がなく保護養生（仮植、根切り、かん水等）が適切になされている。 □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。 □ 肥料は、直射日光、雨水等にさらされぬように覆いをして保管されている。 □ 植栽時期が適切で、丁寧に植栽されている。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上…………… a ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目…………… b ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以下…………… c			□ 監督職員が文書で改善指示を行 った。 上記該当あれば…………… d	□ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e	
	防護柵 工事 (ロープ含)	a		b	c	d	e
		・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【関連基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び bに該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。
	防護柵 工事 (ロープ含)	[評価対象項目] □ ボルト類の本締めが完了してから箱抜き部にコンクリートを充填している。 □ 基礎コンクリートと充填したコンクリートが完全に密着するよう十分突き固め、養生が確認できる。 □ アンカーの施工長が確認できる。 □ 緩衝材設置にあたっては、設計図書に基づき設置されている。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上…………… a ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目…………… b ※ ばらつきが少なく、該当項目が1項目以下…………… c			□ 監督職員が文書で改善指示を行 行った。 上記該当あれば…………… d	□ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e	
		防護柵 工事	a		b	c	d
・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【関連基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。			・ 品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び bに該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがあり、 ばらつきが大きい。	
防護柵 工事	[評価対象項目] □ 金網の網目に変形がなく、重ね幅は30cm以上確保されている。 □ アンカーを所定の位置に打ち込み、十分堅固に仕上げ、アンカー穴とボルトの空隙はモルタル等で固結されている。 □ 縦、横ロープの交差部等は、クリップ、コイル等で固定されている。 □ 扇状箇所で金網が重なる部分については、縦ロープを等間隔に挟めて設置している。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上…………… a ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目…………… b ※ ばらつきが少なく、該当項目が1項目以下…………… c			□ 監督職員が文書で改善指示を行 行った。 上記該当あれば…………… d	□ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e		

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	木製構造物 工事	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び bに該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。
		[評価対象項目] □ 仕様書等に定められている品質等が確認できる。 □ 地山との取り合わせが適切に行われている。 □ 構造物の部材の組み立て・仕上げに変形やゆりみがない。 □ 部材に地域材・間伐材の使用が図られている。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上…………… a ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目…………… b ※ ばらつきが少なく、該当項目が1項目以下…………… c			□ 監督職員が文書で改善指示を行 った。 上記該当あれば…………… d	□ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e
	その他の 工事	a	b	c	d	e
		・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。		・ 品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び bに該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・ 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		[評価対象項目] □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ JISマーク表示認定工場でJISA5308(レディミストコンクリート)に適合するものを用いている。 □ レディミストコンクリートの材料試験結果、配合決定に関する確認資料が整備・保管されている。 □ レディミストコンクリートの品質を確かめる検査が実施されている。 ※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上…………… a ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目…………… b ※ ばらつきが少なく、該当項目が1項目以下…………… c			□ 監督職員が文書で改善指示を行 った。 上記該当あれば…………… d	□ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
Ⅲ. 出 来 ば え	3.出来形及び 出来ばえ	・ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・ 他の事項に該当しない	・ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	コンクリート構造物工事 海岸工事 トンネル工事	☐ コンクリート構造物の肌が良い。(砂ボロ、豆板等がない) ☐ コンクリート構造物の通りが良い。(法狂い等がない) ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。(面の汚れ等がない) ☐ クラックがない。 ☐ 全体的な美観が良い。		※該当 5 項目以上………… a 該当 4 項目以上………… b 該当 3 項目以上………… c 該当 2 項目以下………… d	
	土工事 (盛土・切土・築堤工事等)	☐ 仕上げが良い。(凹凸、湾曲等がない) ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 関係構造物との取り合いが適切に行われている。 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部の処理が適切に施工されている。 ☐ 施工面の木根等の処理が適切に施工されている。 ☐ 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 ☐ 残土等は適切に処理されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		※該当10項目以上………… a 該当 7 項目以上………… b 該当 4 項目以上………… c 該当 3 項目以下………… d	
	ブロック積工・護岸・根固 ・水制工事	☐ 通りが良い。(法狂い等がない) ☐ 部材のかみ合わせがよい、またはクラックがない。 ☐ 天端、端部の仕上げがよい。 ☐ 既設構造物とのすりつけがよい。		※該当 3 項目以上………… a 該当 2 項目以上………… b 該当 1 項目以上………… c 該当項目なし………… d	
	鋼橋工事	☐ 表面に補修箇所がない。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。		※該当 4 項目以上………… a 該当 3 項目以上………… b 該当 2 項目以上………… c 該当 1 項目以下………… d	
	鋼製構造物工事	☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い		※該当 3 項目以上………… a 該当 2 項目以上………… b 該当 1 項目以上………… c 該当項目なし………… d	

検 査 職 員 の 考 査 項 目 表

(検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
Ⅲ. 出 来 ば え	3.出来形及び 出来ばえ	・ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・ 他の事項に該当しない	・ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	地すべり防止工事	☐ コンクリート構造物の肌が良い。（砂ボロ、豆板等がない） ※該当6項目以上………… a ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 該当5項目以上………… b ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 該当3項目以上………… c ☐ 施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） 該当2項目以下………… d ☐ 法面の通りが良い。 ☐ 植生、吹き付け等の状態が均一である。 ☐ 法面の端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	舗装工事	☐ 舗装の平坦性が良い。 ※該当5項目以上………… a ☐ 舗装厚が一定で締固め状態が良い。 該当4項目以上………… b ☐ 端部処理が良い。 該当3項目以上………… c ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 該当2項目以下………… d ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	法面工事 （緑化工事）	☐ 通りが良い。 ※該当3項目以上………… a ☐ 植生、吹き付け等の状態が均一である。 該当2項目以上………… b ☐ 端部処理が良い。 該当1項目以上………… c ☐ 全体的な美観が良い。 該当項目なし …… d			
	コンクリート橋工事	☐ コンクリート構造物の肌が良い。（砂ボロ、豆板等がない） ※該当6項目以上………… a ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 該当4項目以上………… b ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 該当3項目以上………… c ☐ 支承部の仕上げが良い。 該当2項目以下………… d ☐ クラックがない。 ☐ 全体的な美観が良い。			
	植栽工事	☐ 樹木の活着状況が良い。 ※該当3項目以上………… a ☐ 植栽が丁寧に施工されている。 該当2項目以上………… b ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 該当1項目以上………… c ☐ 植栽帯の全体的な美観が良い。 該当項目なし …… d			
	防護柵（網）工事	☐ 通りが良い。 ※該当5項目以上………… a ☐ 端部処理が良い。 該当4項目以上………… b ☐ 部材表面に傷、錆がない。 該当3項目以上………… c ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 該当2項目以下………… d ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			

検査職員の考査項目表

(検査職員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
Ⅲ 出 来 ば え	木製構造物工事	☐ 仕上げが良い。（変形、湾曲等がない）※該当 3 項目以上………… a ☐ 天端、端部、接合部の処理が良い。………… b ☐ 地山との取り合いが良い。………… c ☐ 全体的な美観が良い。………… d			
	上記以外の工事又は 合併工事	☐ 検査項目記述（…………）※該当 4 項目以上………… a ☐ 検査項目記述（…………）………… b ☐ 検査項目記述（…………）………… c ☐ 検査項目記述（…………）………… d ☐ 検査項目記述（…………）…………			
		※該当工種からの検査事項で検査し、最大検査項目は 5 項目とする。			

主 管 課 長 ・ 担 当 課 長 等 の 考 査 項 目 表

【記入方法】 該当する項目の□に○マークを記入する。

(主管課長・担当課長等)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	II.工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
	☐ 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で工期内に工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルを回避した。 ☐ 地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。 ☐ 休日を確保するなど、適切な人員管理と工程管理がなされている。 ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ その他（ ） ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。					
	III.安全対策	a	b	c	d	e
	安全対策が非常に優れている			安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない場合	安全対策がやや不備である
		☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められる。 ☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 安全衛生管理活動が活発である。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ 安全職場実現への取り組みが地域・関係機関等から評価されている。 ☐ その他（ ） ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c 評価を行う。			☐ 臨機の措置が不適切、又は監督職員の指示に従わなかったため、労働災害が発生した。 上記該当事項があれば……e ☐ 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であり、監督職員から文書による指示を行った。 上記該当事項があれば……d	

主 管 課 長 ・ 担 当 課 長 等 の 考 査 項 目 表

[記入方法] 該当する項目の□に○マークを記入する。

(主管課長・担当課長等)

考查項目	細 別	a	b	c
6.社会性等	I.地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない場合
		☐ 1.森林、河川及び海岸等の環境保全活動を具体的に実施した。 ☐ 2.国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、希少種等の動・植物への保護等に取り組んだ。 ☐ 3.現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ 4.積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 5.地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等に参加し、地域に貢献した。 ☐ 6.災害時等に地域への援助・救援活動に参加した。 ☐ 7.災害時の情報収集や応急復旧等に貢献した。 ☐ 8.その他 () ※受注者から提出された実施状況を基にして総合的に判断して、a、b、c評価を行う。		

※1.地域への貢献等とは、工事の実施にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

主 管 課 長 ・ 担 当 課 長 等 の 考 査 項 目 表

[記入方法] 該当する項目の□に○マークを記入する。

(主管課長・担当課長等)

考 査 項 目																					
8.法令遵守等	<table><tr><th>措 置 内 容</th><th>点 数</th></tr><tr><td>☐ 1.指名停止3ヶ月以上</td><td>－20点</td></tr><tr><td>☐ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－15点</td></tr><tr><td>☐ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－13点</td></tr><tr><td>☐ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－10点</td></tr><tr><td>☐ 5.文書注意</td><td>－8点</td></tr><tr><td>☐ 6.口頭注意</td><td>－5点</td></tr><tr><td>☐ 7.上記処分以外で、法令遵守等に違反し監督職員の文書による改善指示にも是正されなかった場合</td><td>－3点</td></tr><tr><td>☐ 8.工事関係者の事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭注意以上の処分がなかった場合。（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）</td><td>－3点</td></tr></table> ☐ 該当項目なし ①本評価項目（6.法令順守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 【上記で評価する場合の適応事例】 ・入札する前に提出した調査資料等が、虚偽であった事実が判明した。 ・現場代理人の職務の執行が著しく不適當であり、契約書第12条に基づく措置要求を行った。 ・承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・契約図書に基づく施工上の義務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。 ・監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・契約の履行にあたり故意に施工を粗雑にし、出来高又は品質に関して不正な行為をした。 ・正当な理由がなく契約書第17条に基づく改善請求又は、破壊検査に従わなかった。 ・廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 ・建設業法に違反する事実が判明した。（ex：一括下請け（上請け）、技術者の専任違反等） ・入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ・使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・監督又は検査の実施にあたり職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ妨害した。 ・正当な理由がなく契約を履行しなかった。 ・施工上の理由により、契約書第46条第1号から第4号までにに基づく契約の解除を行った。 ・工期的理由により第47条第1項に基づく契約の解除を行った。 ・破壊検査の結果、不正が見つかった。 ・下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを、期日までに行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・過積載等の道路交通法違反により逮捕又は送検された。 ・受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業者抵当、暴力団関係者がいることが判明した。 ・下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。（発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合）※工事請負契約書第7条の2 ・その他（			措 置 内 容	点 数	☐ 1.指名停止3ヶ月以上	－20点	☐ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点	☐ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点	☐ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点	☐ 5.文書注意	－8点	☐ 6.口頭注意	－5点	☐ 7.上記処分以外で、法令遵守等に違反し監督職員の文書による改善指示にも是正されなかった場合	－3点	☐ 8.工事関係者の事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭注意以上の処分がなかった場合。（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－3点
措 置 内 容	点 数																				
☐ 1.指名停止3ヶ月以上	－20点																				
☐ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点																				
☐ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点																				
☐ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点																				
☐ 5.文書注意	－8点																				
☐ 6.口頭注意	－5点																				
☐ 7.上記処分以外で、法令遵守等に違反し監督職員の文書による改善指示にも是正されなかった場合	－3点																				
☐ 8.工事関係者の事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭注意以上の処分がなかった場合。（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－3点																				

主 管 課 長 ・ 担 当 課 長 等 の 考 査 項 目 表

(主管課長・担当課長等)

考 査 項 目			
9 総合評価技術提案 の不履行	<table><tr><td>措 置 内 容</td></tr><tr><td>不履行の技術提案 (提案件数 件) 不履行と判断した理由：</td></tr></table> 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、9. 総合評価技術提案の不履行における、不履行の技術提案、1 提案あたり 3 点を減ずる措置を行う。	措 置 内 容	不履行の技術提案 (提案件数 件) 不履行と判断した理由：
措 置 内 容			
不履行の技術提案 (提案件数 件) 不履行と判断した理由：			

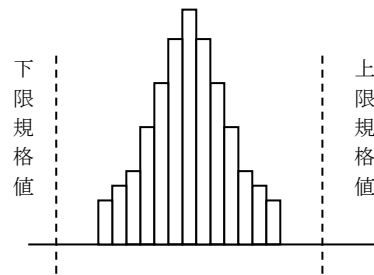
様式 7

【「ばらつき」の考え方】

1. 「ばらつき」とは（様式 4 ④、様式 5 ②～様式 5 ⑫）

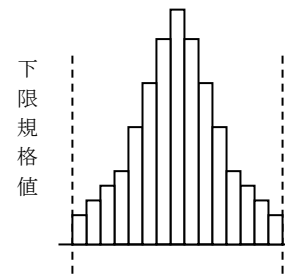
- ① 毎回試験で合格した材料を用いている場合でも、全量を検査しているわけではないことから、必ず良い品質が確保されているとは限らない。試験結果が、規格値の上限規格値と下限規格値の中心にバランスよく分布し、かつ、上下限規格値付近にゆとりを持っている場合には、良い品質が確保されていると判断することが出来る。

《理想的なヒストグラム》

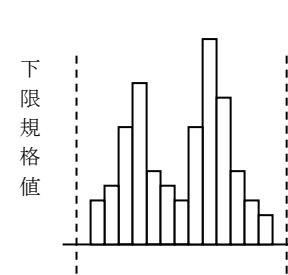


- 釣り鐘型である
- 中心が上下限規格値の中心にある
- 両側にゆとりがある

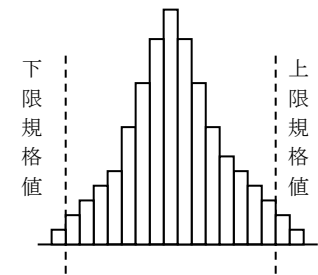
《望ましくないヒストグラム》



- ゆとりがない



- 2 山ある



- 規格値を超えた不良品がある

- ② 以上の様に、「ばらつき」を判断するには、ある程度のサンプリング数が必要であることから、本審査においては、サンプリング数が 15 以上の場合において、ばらつきの判断を行うこととする。なお、ばらつきの判断が出来ないときには、下記の考え方により判断を行うものとする。

2. 「出来形」における「ばらつき」の判断基準（様式 4 ④、様式 5 ②～様式 5 ⑫）

① 「ばらつきが規格値の概ね 50% 程度以内」の考え方

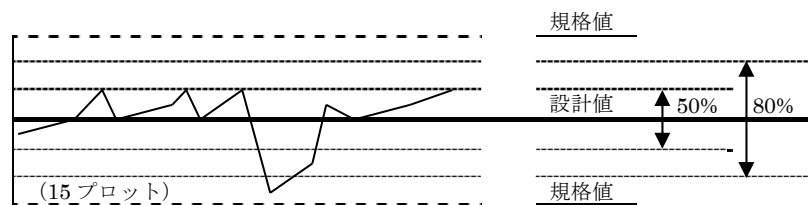
サンプリングの 8 割以上が、設計値を中心とした 50% 以内に収まっている場合とする。サンプリング数が少なく「ばらつき」の判断が出来ない場合には、サンプリング数が 10 未満の場合にはその全てが、10 以上の場合にはその 9 割が、設計値を中心とした 50% 以内に収まっている場合とする。

「ばらつきが規格値の概ね 80% 程度以内」の考え方も同様とする。

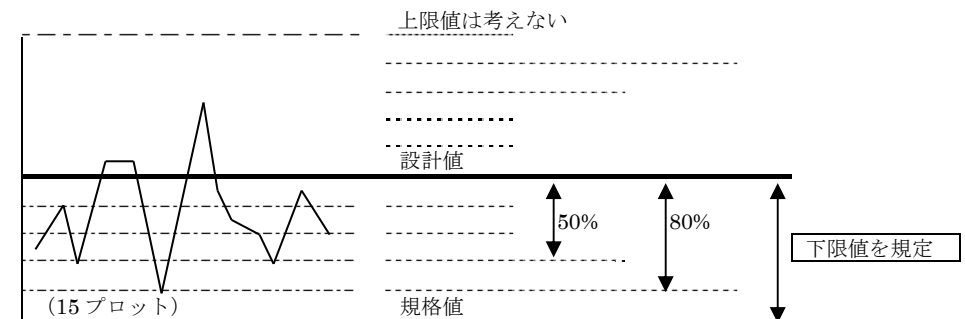
なお、上限規格値のない場合にあっては、下限規格値と設計値の間の値のみ「ばらつき」を検討するものとする。

② 事例（管理図の場合）

《上・下限値がある場合》



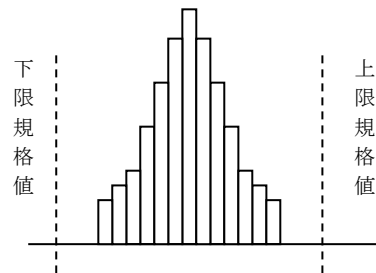
《下限値のみの場合》



※ 上限規格値のない場合には、下限規格値と設計値の間の値のみばらつきの判断を行う。

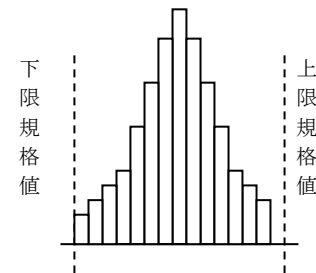
3. 「品質」における「ばらつき」の判断基準（様式4④、様式5②～様式5⑫）
「ばらつき」についての考え方は、以下のとおりである。

《ばらつきが少ない》



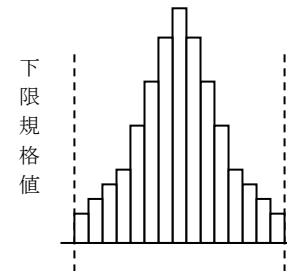
- 釣り鐘型である
- 中心が上下限規格値の中心にある
- 両側にゆとりがある

《ばらついている》

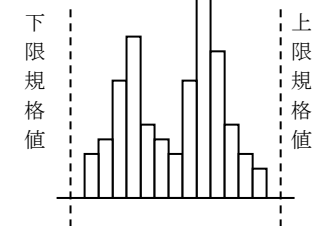


- 規格値の一方のみしかゆとりがない

《ばらつきが大きい》



- ゆとりがない



- 2山ある

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	受注者名	
項 目	評 価 内 容	備 考
☐ 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	☐ 施工規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度
	☐ 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	☐ 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事
	☐ 自然条件等	特殊な土壌。地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無
	☐ 社会条件等	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制
	☐ 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化の対応
	☐ その他	
☐ 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	☐ 準備・後片付け	
	☐ 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫
	☐ 品質関係	
	☐ 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	☐ 施工管理関係	
	☐ その他	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目に□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				／
項 目		評価内容		
提 案 内 容				
(説 明)				
(添 付 図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

評価項目	工 種	a	b	c	d
	・ 建築工事	・ 建築物の通りが良く、形状が適切できめ細かな施工がうかがえる。仕上げの均一性、平坦性が良く、防水の納まり、建具の取り付け作動が良好である。舗装の平坦性が良く、植栽の調整がとれ関連工事との取り合いも良く、創意工夫が見られ全体的美観が特に良い。 ・ 配管配線が整然と安全確実に施工され、配線器具、機器、盤類等の用途、配置にきめ細かな配慮がなされ機能性、安全性、保守性等に対する配慮も良く、かつ、関連工事との取り合いも良く全体的美観が特に良い。 ・ 機器、配管、ダクト等の納まり及び関連工事との取り合いがバランス良く納められ、総合調整がなされ機能が十分発揮されている。また、機器、システムの点検、操作、維持管理に対する配慮が特に良く、均一な仕上がりである。	・ a に至らないが a に近い	・ 他の事項に該当しない	・ 建築物、構造物の通り、形状が悪く、ばらつきがあり、仕上げの均一性、平坦性が悪く、機能面での配慮に欠け、全体的美観が特に悪い。 ・ 配管配線が雑然としており、配線器具、機器、盤類等の配置に難があり、関連工事との調整が不備で、全体的美観が特に悪い。 ・ 機器、配管、ダクト等の納まり及び関連工事との取り合いのバランスが悪く、点検、操作、維持管理に対する配慮が欠けており、仕上がりにばらつきが特に多い。

- 注 1) この表にない工種については、当該工事の特性により適切な評価項目を追加して評価することができる。
 2) 複数工種に及ぶ場合には、原則として主たる工種で評価するものとする。

工 事 成 績 評 定 表

年 月 日
森林管理局等（森林管理署等）

工 事 名			
契 約 金 額	当初	最終	
工 期	当初	年 月 日	最終 年 月 日
完 成 年 月 日			
完成検査年月日			
既済部分検査年月日	第1回	第2回	第3回
中間技術検査年月日	第1回	第2回	第3回
受注者住所・氏名			
現場代理人氏名			
主任技術者氏名			
監理技術者氏名			
主管課長（担当課長等）所属・氏名			
監督職員 所属・氏名			
完成検査職員 所属・氏名			
既済部分検査職員所属・氏名			
中間技術検査職員所属・氏名			
①監督職員評定点			点
②主管課長（担当課長等）評定点			点
③既済部分，中間技術検査職員評定点			点
④完成検査職員評定点			点
⑤評定点合計			点

注1) 既済部分、中間技術検査がなかった場合

①×0.4+②×0.2+④×0.4=評定点合計（⑤）

2) 既済部分、中間技術検査があった場合、検査職員は、評定を行い完成の際に完成検査時の評定表と金額により加重平均を行い記入する。（なお、加重平均した場合は、完成検査時の評定表に算出式を上段に（ ）書きとする。）

3) 一部完成の場合は、監督職員、主管課長（担当課長等）及び検査職員は、各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定表と金額により加重平均を行い記入する。（なお、一部完成の場合は、④を一部完成検査職員評定点と読み替える。また、加重平均した場合は、完成検査時の評定表に算出式を上段に（ ）書きとする。）

4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

5) （ ）は、森林管理署等での契約の場合

参考

1) 既済部分検査・・・工事の完成前に請負代金の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査

2) 一部完成・・・発注者が予め設計図書において、工事の完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定した部分についての検査。完済部分検査（指定部分検査）ともいう。

3) 中間技術検査・・・部分的完成はしたが、工事の進捗によりその完成部分が埋設等により確認が不能となる箇所についての部分完成時点での検査

別記様式第2号

工事成績一覽表

年 月 日～ 年 月 日

森林管理局等名（森林管理署等名）

[illegible]

番号
年月日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇 森林管理局長等
(〇〇 森林管理署長等)
〇〇〇〇

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した下記の工事について、林野庁工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、書面（様式自由）により当職に対して説明を求めることができます。書面の受付窓口及び受付時間等は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇工事
- 2 工 期 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 完成検査年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 評 定 点 〇〇点
《4 修正評定点 〇〇点【評定点が修正された場合のみ】》
- 5 説明請求の手続き
 - ① 提出期限：この通知を受けた日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は含まない。）以内
 - ② 受付窓口：〇〇森林管理局（署）〇〇部〇〇課〇〇係
〒〇〇〇－〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇町
電話番号 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
 - ③ 受付時間：休日を除く毎日 〇時から〇まで（12時から13時を除く。）
 - ④ 提出方法：持参又は郵送とする。
 - ⑤ 問い合わせ窓口：②に同じ。
 - ⑥ 回答：貴殿からの説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答します。